

千葉市動物公園湿原ゾーン整備基本設計業務委託特記仕様書

1 目的

本業務委託は、「千葉市動物公園リスタート構想」に基づく湿原ゾーン（現鳥類水系ゾーン）整備に係る基本設計業務を行うものである。なお、建築設計（総合・構造・電気設備・機械設備）については、別添「建築設計業務委託特記仕様書」を適用する。

2 設計一般

2-1 一般事項

- （１）受注者は、設計業務を正確かつ丁寧に行い、利用並びに施工の安全性及び計画区域内外の美観・環境保全等に留意すると共に、経済性・施工性・維持管理等の諸要件を満足させるよう努めること。
- （２）受注者は、設計にあたり現地の状況を十分把握し、地形等の条件・関連する工事の施工計画及び技術的・経済的条件等を考慮して、現地に合致する設計となるよう努めること。
- （３）設計に使用する材料・製品については、原則として一般市場の流通品によるものとし、必要に応じて市場調査を行い、JIS・JAS等規格のあるものは、これによるものとする。
- （４）設計にあたり、特許等のある工法・製品を使用する場合には同等な工法・製品等を十分調査の上、監督職員の承諾を得て設計図等に明示しなければならない。

2-2 準拠する基準図書

設計業務の実施にあたっては、千葉市土木設計業務共通仕様書（令和6年4月1日改正）のほか、基準図書（別添1）等に準拠して行うものとする。

2-3 受注者の義務

受注者は、契約の履行にあたり次の事項に留意の上、設計業務を行わなければならない。

- （１）関係法規・規則等諸法令を遵守すること。
- （２）設計業務に伴い知り得た秘密について、他に漏らさないこと。
- （３）定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- （４）業務の実施にあたり契約図書及び発注者の指示等に従い、設計業務の意図・目的を十分理解した上で、最高の技術を発揮するよう努めること。

2-4 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の解釈及び当該設計の細目について

は 発注者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

2-5 主任技術者

- (1) 受注者は、設計業務における主任技術者を定め、発注者に届け出るものとする。
- (2) 主任技術者は、契約書・仕様書等に基づき、設計業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 主任技術者は、法令で定められた資格を有するとともに、公園・植栽設計業務における技術的な作業を行う上で、必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。

2-6 着手

受注者は、設計業務着手にあたっては、その旨を発注者に報告しなければならない。

2-7 打合せ

打合せは、設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて行うものとし〔計10回を想定〕、その結果を記録し、相互に確認するものとする。

2-8 完成

- (1) 受注者は、設計業務が完了した時、速やかに発注者に報告し完成検査を受けるものとする。
- (2) 検査に際しては成果品その他関係資料を整えておくものとし、主任技術者を出席させるものとする。
- (3) 受注者は、工事等を執行するために必要とされる法令・条例・規則・行政指導等の許認可申請書・その他諸届出に要する図書の作成を行うものとする。

2-9 手直し

受注者は、設計業務が完了したとき、受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正・補足その他必要な措置をとらなければならない。
なお、これに要する費用については受注者の負担とする。

2-10 資料等の貸与及び返還

- (1) 発注者は、関係資料等を受注者に貸与するものとする。（千葉県保管の図面等）
- (2) 受注者は、貸与された関係資料等を設計業務の完成後、ただちに返還しなければならない。

2-11 現場補償

本業務遂行のため、伐採その他補償の対象となるものについては、事前に監督員の指示を受けるものとするが、補償は受注者の負担により処理するものとする。

2-12 現地調査等

受注者は、設計業務を実施するため国有地・公有地または私有地に立ち入る必要の生じた場合は関係者と十分な調整を行い、設計業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

なお、事故損害等の生じた場合の経費は、受注者の負担とする。

2-13 成果品の帰属

本業務における成果品・資料は、すべて発注者側に帰属するものとする。また、受注者が成果品を公表することは認めない。

2-14 建設副産物対策

受注者は、設計にあたっては建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うと共に、建設副産物の検討成果としてリサイクル計画書を作成するものとする。

3 基本設計

基本設計の業務内容については以下のとおり。

(1) 与条件の細部検討

- 1) 過年度成果の「千葉市動物公園湿原ゾーン・森林ゾーン整備基本計画」の内容・背景について、資料および発注者の説明により十分把握すること。
- 2) 基本設計対象の施設等について、現地踏査を行い位置・関連施設との取り合せ及び施設概要等、示された与条件を照合・確認するとともに、設計に必要な既存施設等の位置などを調査すること。
- 3) 基本設計の検討に必要な各種設計基準の抽出と適用を確認すること。
- 4) 対象施設について、必要な調査を行うとともに資料の収集を行うこと。

(2) 諸施設の検討および設定

与条件の細部検討に基づき、個々の施設について、位置・規模および内容等を検討し、その概略構造を設定すること。

(3) 基本設計図の作成

設定された施設の位置・規模および内容等を図面としてまとめること。作成する図面は下記を標準とし、詳細については発注者との協議の上で決定する。

- ①基本設計平面図
- ②造成計画平面図
- ③施設計画平面図
- ④植栽計画平面図
- ⑤供給処理設備計画平面図
- ⑥主要断面図
- ⑦主要施設の構造イメージ図

(4) 概算工事費の算出

社会標準単価に基づいた概算工事費を算出すること。

(5) 基本設計説明書の作成

上記検討資料を取りまとめた報告書を作成すること。

(6) 照査

設計計画、設計方法や設計手法の妥当性、成果品の内容を確認すること。

(7) 鳥瞰図又は透視図の作成

全体鳥瞰図1～2枚、アイレベルからのイメージスケッチ3～5枚

4 電子納品

(1) 電子納品

本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「電子納品運用ガイドライン【業務編】〔令和6年3月〕（以下「ガイドライン」という）」に基づいて作成した電子データを指す。なお、電子納品の運用にあたっては「ガイドライン」を参考にすること。

成果品は、「ガイドライン」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で提出する。「ガイドライン」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

別添1

《準拠する主な基準図書》（※最新版を確認して使用すること）

◆国土交通省関連

- （１）国土交通省土木工事積算基準（監修：国土交通大臣官房技術調査室）
- （２）都市公園技術標準解説書（監修：国土交通省都市・地域整備局公園緑地課）
- （３）都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】（国土交通省）
- （４）子どものための公園づくりガイドライン（監修：国土交通省都市・地域整備局公園緑地課）

◆法人等関連

- （１）雨水浸透施設技術指針（公益社団法人 雨水貯留浸透技術協会 編）
- （２）土木構造物標準設計（一般社団法人 全日本建設技術協会）
- （３）植栽基盤整備マニュアル（一般財団法人 日本緑化センター）
- （４）新土木工事積算体系の解説（一般財団法人 経済調査会）
- （５）防災公園技術ハンドブック（㈱公害対策技術同友会）
- （６）みんなのための公園づくり（一般社団法人 日本公園緑地協会）
- （７）遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014（一般社団法人 日本公園施設業協会）

◆千葉県関連

- （１）千葉県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル（千葉県〔平成30 年10 月〕）
- （２）千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例（千葉県〔平成28 年4 月〕）
- （３）犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の構造及び設備に関する指針（千葉県〔平成16 年11 月〕）

◆千葉市関連

- （１）千葉市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（千葉市条例第90 条〔令和3 年12 月〕）
- （２）千葉市積算基準
- （３）千葉市公園整備標準（公園緑地部公園建設課〔平成30 年4 月〕）
- （４）緑化協議における基準（公園緑地部緑政課）
- （５）千葉市こどもの参画ガイドライン（こども未来部こども企画課〔平成23 年9 月〕）
- （６）千葉市景観計画（都市部都市計画課〔令和4 年10 月〕）
- （７）千葉市歩行空間整備マニュアル（土木部土木保全課〔平成25 年4 月〕）
- （８）道路施設標準図（土木部土木管理課）
- （９）道路掘削復旧基準（土木部土木管理課）
- （10）千葉市排水設備確認申請審査基準（下水道管理部下水道営業課）
- （11）千葉市建設リサイクル推進計画ガイドライン（土木部技術管理課）
- （12）第5 次千葉市地域防犯計画（市民自治推進部地域安全課〔令和5 年4 月〕）